

令和6年度
那珂川沿岸農業水利事業（二期）
令和6年度通水区間管内調査業務

特別仕様書
【当初】

関東農政局 那珂川沿岸農業水利事業所

項 目	内 容																			
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1-1 条	那珂川沿岸農業水利事業（二期）令和 6 年度通水区間管内調査業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「地質・土質調査業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																			
(目的) 第 1-2 条	本調査は、国営那珂川沿岸土地改良事業の事業計画に基づき建設される水那幹線水路の管内調査及び管理弁点検を行うものである。																			
(場所) 第 1-3 条	調査位置は茨城県那珂市戸崎地先、鴻巣地先及び北酒出地先で、別添施行位置図に示すとおりである。																			
(作業概要) 第 1-4 条	本調査の概要は次のとおりであり、詳細は第 3 章に示すものとする。 ・水那幹線管内調査 L=749.85m Φ1000mm (鴻巣 1 号空気弁～白河内第一分水工～鴻巣 2 号空気弁) ・水那幹線管理弁点検調査 空気弁 N＝ 9ヶ所 (戸崎 2 号空気弁、戸崎 3 号空気弁、戸崎 4 号空気弁、戸崎 5 号空気弁、鴻巣 1 号空気弁、鴻巣第 1 号制水弁空気弁、鴻巣 2 号空気弁、北酒出 1 号空気弁、北酒出 2 号空気弁) 分水工 N＝ 3ヶ所 (白河内第 1 分水工、白河内第 2 分水工、菅谷第 1 分水工) 制水弁 N＝ 5ヶ所 (戸崎 2 号制水弁、鴻巣第 1 制水弁、南酒出 1 号制水弁、南酒出 2 号制水弁、杉制水弁) 排泥工 N＝ 4ヶ所 (戸崎 2 号排泥工、菅谷 1 号排泥工、南酒出 1 号排泥工、南酒出 2 号排泥工)																			
(一般事項) 第 1-5 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中にもあっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。																			
(管理技術者) 第 1-6 条	管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr><tr><td>農業土木技術管理士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table>			資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	農学		農業土木技術管理士			シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
資格	技術部門	選択科目																		
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学																		
	農業	農業土木 農業農村工学																		
博士	農学																			
農業土木技術管理士																				
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木																			

項 目	内 容
(担当技術者) 第 1-7 条	別紙 2 に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。 担当技術者は、共通仕様書第 1-7 条によるものとする。
(配置技術者の確認) 第 1-8 条	共通仕様書第 1-10 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-11 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。
(保険加入) 第 1-9 条	受注者は、共通仕様書第 1-38 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。
第 2 章 作業条件 (作業基本条件) 第 2-1 条	管内調査作業の基本条件は、次のとおりである。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 管内調査を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。 (4) 保安対策 本業務に配置する交通誘導警備員は、原則として警備員法に定める警備員（市道教育責任者講習終了、指定講習または基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的知識・技能を有する者とする。 (5) 排水処理 管内に湛水している溜まり水は、事業所職員が事前に管内調査区間の上下流の制水弁を全閉にして戸崎 2 号排泥工と菅谷第 1 排泥工から排水を行うため、排水不要と想定しているが、排水処理が必要と思われる施設がある場合は、監督職員と協議するものとする。 管理弁点検の基本条件は、次のとおりである。 (1) 騒音対策 1) 騒音対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、点検の円滑な進捗にと努めなければならない 2) 点検等の作業時に第三者から苦情等が発生した場合には、速やかに監督職員に報告するものとする。 (2) 交通対策 公道の通行に当たっては、一般車両の優先に配慮し、通行等に支障を及ぼさないように留意するとともに事故防止に努めなければならない。

項 目	内 容																																									
(貸与資料等) 第 2-2 条	(3) 安全対策 点検車両の現場への出入りに際しては、必要な安全対策を講じるものとする。 なお、点検等の作業期間中における安全対策については、交通制限の範囲、標識及び安全施設等の配置について、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (4) 排水処理 空気弁室等の施設は、排水不要と想定しているが、排水処理が必要と思われる施設がある場合は、監督職員と協議するものとする。なお、10cm 程度の湛水については、排水処理不要と考えている。																																									
	貸与資料は、次のとおりである。 <table><tr><th>分類</th><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr><tr><td>図面</td><td>平成 25 年度水那幹線水路戸崎その 6 工事</td><td>1 式</td></tr><tr><td>図面</td><td>平成 11 年度水那幹線水路戸崎その 3 工事</td><td>1 式</td></tr><tr><td>図面</td><td>平成 11 年度水那幹線水路戸崎その 4 工事</td><td>1 式</td></tr><tr><td>図面</td><td>平成 10 年度水那幹線水路戸崎その 5 工事</td><td>1 式</td></tr><tr><td>図面</td><td>平成 10 年度水那幹線水路戸崎その 1 工事</td><td>1 式</td></tr><tr><td>図面</td><td>平成 10 年度水那幹線水路戸崎その 2 工事</td><td>1 式</td></tr><tr><td>図面</td><td>令和 3 年度水那幹線水路南酒出その 2 工事</td><td>1 式</td></tr><tr><td>図面</td><td>平成 18 年度水那幹線水路鴻巣その 2 工事</td><td>1 式</td></tr><tr><td>図面</td><td>平成 10 年度水那幹線水路鴻巣その 1 工事</td><td>1 式</td></tr><tr><td>図面</td><td>平成 10 年度水那幹線水路北酒出その 1 工事</td><td>1 式</td></tr><tr><td>図面</td><td>令和 3 年度水那幹線水路鴻巣その 3 工事</td><td>1 式</td></tr><tr><td>図面</td><td>令和 2 年度水那幹線水路南酒出その 1 工事</td><td>1 式</td></tr><tr><td>図面</td><td>令和 3 年度水那幹線水路杉その 1 工事</td><td>1 式</td></tr></table>	分類	貸与資料	数量	図面	平成 25 年度水那幹線水路戸崎その 6 工事	1 式	図面	平成 11 年度水那幹線水路戸崎その 3 工事	1 式	図面	平成 11 年度水那幹線水路戸崎その 4 工事	1 式	図面	平成 10 年度水那幹線水路戸崎その 5 工事	1 式	図面	平成 10 年度水那幹線水路戸崎その 1 工事	1 式	図面	平成 10 年度水那幹線水路戸崎その 2 工事	1 式	図面	令和 3 年度水那幹線水路南酒出その 2 工事	1 式	図面	平成 18 年度水那幹線水路鴻巣その 2 工事	1 式	図面	平成 10 年度水那幹線水路鴻巣その 1 工事	1 式	図面	平成 10 年度水那幹線水路北酒出その 1 工事	1 式	図面	令和 3 年度水那幹線水路鴻巣その 3 工事	1 式	図面	令和 2 年度水那幹線水路南酒出その 1 工事	1 式	図面	令和 3 年度水那幹線水路杉その 1 工事
分類	貸与資料	数量																																								
図面	平成 25 年度水那幹線水路戸崎その 6 工事	1 式																																								
図面	平成 11 年度水那幹線水路戸崎その 3 工事	1 式																																								
図面	平成 11 年度水那幹線水路戸崎その 4 工事	1 式																																								
図面	平成 10 年度水那幹線水路戸崎その 5 工事	1 式																																								
図面	平成 10 年度水那幹線水路戸崎その 1 工事	1 式																																								
図面	平成 10 年度水那幹線水路戸崎その 2 工事	1 式																																								
図面	令和 3 年度水那幹線水路南酒出その 2 工事	1 式																																								
図面	平成 18 年度水那幹線水路鴻巣その 2 工事	1 式																																								
図面	平成 10 年度水那幹線水路鴻巣その 1 工事	1 式																																								
図面	平成 10 年度水那幹線水路北酒出その 1 工事	1 式																																								
図面	令和 3 年度水那幹線水路鴻巣その 3 工事	1 式																																								
図面	令和 2 年度水那幹線水路南酒出その 1 工事	1 式																																								
図面	令和 3 年度水那幹線水路杉その 1 工事	1 式																																								
(貸与資料の取扱い) 第 2-3 条	※水那幹線水路鴻巣その 3 工事において今回調査区間の管理弁の取付工事を行っている。 想定している管内調査区間は、「平成 18 年度水那幹線水路鴻巣その 2 工事」と「平成 10 年度水那幹線水路鴻巣その 1 工事」の範囲内である																																									
	共通仕様書第 1-12 条に定める貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は、監督職員の指示を受けるものとする。 (2) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、完了検査時に一括返納しなければならない。 (3) 貸与資料は、厳重に保管するとともに、複写等の行為は禁止する。																																									

項 目	内 容																								
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙 1 作業項目内訳表（該当項目）に○印で示すものとする。 管内調査及び管理弁点検作業項目 <table><tr><th>作業項目</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>【水那幹線水路】</td><td></td><td rowspan="10">作業項目 1～3 の詳細については別紙 1 を参照。</td></tr><tr><td>1. 現地調査</td><td>1 式</td></tr><tr><td>2. 管内調査</td><td></td></tr><tr><td>・ 準備・後片付け</td><td>1 式</td></tr><tr><td>・ 内面目視</td><td>1 式</td></tr><tr><td>・ 継手間隔調査</td><td>1 式</td></tr><tr><td>3. 管理弁点検調査</td><td></td></tr><tr><td>・ 取付状態調査</td><td>1 式</td></tr><tr><td>・ 開閉調査</td><td>1 式</td></tr><tr><td>4. 結果取りまとめ</td><td>1 式</td></tr></table>	作業項目	数量	備考	【水那幹線水路】		作業項目 1～3 の詳細については別紙 1 を参照。	1. 現地調査	1 式	2. 管内調査		・ 準備・後片付け	1 式	・ 内面目視	1 式	・ 継手間隔調査	1 式	3. 管理弁点検調査		・ 取付状態調査	1 式	・ 開閉調査	1 式	4. 結果取りまとめ	1 式
作業項目	数量	備考																							
【水那幹線水路】		作業項目 1～3 の詳細については別紙 1 を参照。																							
1. 現地調査	1 式																								
2. 管内調査																									
・ 準備・後片付け	1 式																								
・ 内面目視	1 式																								
・ 継手間隔調査	1 式																								
3. 管理弁点検調査																									
・ 取付状態調査	1 式																								
・ 開閉調査	1 式																								
4. 結果取りまとめ	1 式																								
(管内調査作業の留意点) 第 3-2 条	管内調査業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (2) 管内調査の結果については、調査図面に示して監督職員に報告する。対策工が必要となった場合は別途協議する。 (3) 管内調査による状況確認については、安全対策を十分考慮して実施し、著しい変状を発見した場合は、遅延なく監督職員へ報告する。 (4) 管内調査は、狭小な閉塞環境下における作業となるため、必要最低限の調査員により実施する。 (5) 進入孔等地上部に長期開口部が発生する場合は、必要に応じて仮囲いを行い、地上員等を設置し、地域住民の安全を確保する。 (6) 現場作業を適正かつ円滑に実施するため、関係機関等の調整は早期に実施する。 (7) 監督職員が管内調査に同行することがある。																								

項 目	内 容
(業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-3条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。 1 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC番号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 2 機器等の導入 (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4 写真の納品 受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 5 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。
第4章 業務管理 (情報共有システム) 第4-1条	(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。 (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。 なお、情報共有システムに要する費用は、業務費構成費目のその他原価の率に計上されている。

項 目	内 容
第5章 打合せ (打合せ) 第5-1条	共通仕様書第 1-9 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 設計作業着手の段階（現場調査計画の整理段階） 第2回 中間打合せ（現場調査結果の報告） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、別紙 2 に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。
第6章 成果物 (成果物) 第 6-1 条	成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途 1 部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。
(成果物の提出先) 第 6-2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 茨城県水戸市中河内町 9 6 0 - 1 関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所
第7章 契約変更 (契約変更) 第 7-1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 1-4 条に示す「作業概要」に変更が生じた場合。 (2) 第 1-5 条に示す「一般事項」に変更が生じた場合。 (3) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 5-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 6-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により点検方法等に変更又は追加が生じた場合。 (7) 点検の結果、追加の点検が必要と判断された場合。 (8) その他、監督職員が認めたもの
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8-1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別紙1)

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査計画の作成	管内調査及び管理弁点検調査のための現地調査を行い、調査計画を作成する。	○	
2 管内調査			
準備・後片付け	管内調査に必要な準備及び後片付けを行う。	○	
内面目視	白河内第一分水工の人孔蓋より管内に進入し、管内目視によりひび割れ状況、内面塗装の劣化状況及び発錆状況を把握する。	○	
継手間隔調査	管内からの継手曲げ角度及び間隔をゲージで測定する。 ※継手10か所につき1か所測定を想定	○	
3 管理弁点検調査			
取付状態調査	空気弁、制水弁、分水工が適切に設置されており、損傷や異常が見られないか確認するとともに、取付け部のボルトに緩みがないか確認を行う。 緩みが確認された場合、規定のトルクにて締め付を行う。	○	
開閉調査	全ての弁類について開閉操作が問題なく行えることを確認する。 空気弁については荷造りカバーが除去されていることの確認を行うとともに、フロート部の異物の有無を確認し、異物が確認された場合は清掃を行う。	○	
4 結果とりまとめ	管内調査及び管理弁点検調査の結果をとりまとめる。	○	

(別紙2)

【割合】

予定価格算出の基礎となった下表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、その割合が 10 分の 8.5 を超える場合にあっては 10 分の 8.5 と、3 分の 2 に満たない場合にあっては 3 分の 2 とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
調査業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額